

国民健康保険税の賦課限度額の改定について

【賦課限度額の改定の推移】

区分	青 森 市				地方税法施行令（政令）				差額 （合計）
	医療分	後期分	介護分	合計	医療分	後期分	介護分	合計	
平成20年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	9万円	68万円	△ 3万円
平成21年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	10万円	69万円	△ 4万円
平成22年度	44万円	12万円	9万円	65万円	50万円	13万円	10万円	73万円	△ 8万円
平成23年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	△ 12万円
平成24年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	△ 12万円
平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	14万円	12万円	77万円	0万円
平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	16万円	14万円	81万円	△ 4万円
平成27年度	51万円	14万円	12万円	77万円	52万円	17万円	16万円	85万円	△ 8万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円
平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円	54万円	19万円	16万円	89万円	0万円

【本市の考え方】

国民健康保険税の賦課限度額については、地方税法により保険者の条例において規定することとされており、その場合、政令で定められた賦課限度額を超える条例規定は違法となるが、保険者の特別の事情により当該限度額未満の額を賦課限度額として規定することは差し支えないものとされている。

このため、本市では、平成28年度までは賦課限度額については税率改定と併せて検討してきたものであるが、青森県の技術的助言では、「賦課限度額は、財政運営及び中間所得層の被保険者の負担に配慮する観点から、政令どおり引き上げることが望ましい」との指摘がなされてきたところである。

平成30年度の賦課限度額については、国保制度の都道府県単位化に伴い、青森県国民健康保険運営方針において、「負担能力に応じた適切な負担を求める観点から、国が政令で定める賦課限度額と同額とする」とされており、本市としても政令どおりの賦課限度額に改定しようとするものである。

【平成30年度賦課限度額の改定案】

区分	現行（青森市）	改定案（30年度政令に定める額）	引上額
医療分	54万円	58万円	4万円
後期分	19万円	19万円	0万円
介護分	16万円	16万円	0万円
合計	89万円	93万円	4万円